

令和5・6年度札幌未来牽引企業創出事業【付加価値向上に関する集中支援】実施業務

公募型企画競争 回答表

令和5年8月22日更新

	質問内容	回答
1	認定企業の都合で仕様にある業務提供が予定通りにできなかった場合の報酬の取り扱いについてはどのようになるのか？	認定を継続している期間においては、委託料の減額はありませんが、いかなる理由であっても、認定終了となった場合は、「6 委託料の支払い」に定める内容により委託料を減額します。
2	企画提案者概要の、主な業務担当者について、現状の様式では記載枠が4名ですが、これを増やして、提出することは可能でしょうか？(たとえば、8名にして提出する)	可能です。
3	令和4年度実施の「市内経済牽引企業の創出に向けた基礎調査・研究業務」において、企画ご提案に際し、ご開示いただくことが可能な資料はございませんでしょうか。	企画提案に際し開示可能な資料はありません。
4	目標の定義として、5年度間を最長に、付加価値額が認定直前期の決算比で2割以上成長することとあります。認定企業単体に限るものか、認定企業を中核とするグループ連結での付加価値向上を含む考え方でよいか、お教えいただけませんかでしょうか。	認定企業単体に限るものとして提案をご検討ください。
5	複数年度に渡る中長期的なサポートプランと記載がありま	令和7年4月以降の支援については、当該年度の予算の

	<p>すが、本事業は令和7年3月までの支援です。その先にわたるサポートが必要な場合、現時点においては、必要に応じて、認定企業と受託者を含む外部機関とが別途個別の契約において取り組み続ける、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>議決を受けることが前提となりますが、引き続き令和5・6年と同様の形式にて、新たに企画提案を実施し受託者を選定することで支援を継続することを想定しております。</p>
6	<p>タスク管理において、認定企業と受託者間のコミュニケーションツールについて、制限はありますか。利便性やセキュリティに懸念が無い場合、任意の有効なツールを用いることができるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>コミュニケーションツールについて制限はなく、後段のご認識のとおりです。</p>
7	<p>士業専門家について、士業事務所に所属している者など、相談事項に関して適切な専門性を有する場合は、必ずしも有資格者である必要は無いと理解して差支えないでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
8	<p>過去に実施された同事業・同プロジェクト及び類似事案において、受託事業者側が理解を深めておくべき事柄・改善点等がございましたらお教え下さい。</p>	<p>過去に同種の事業実績はありません。提案者のこれまでの支援実績等を基に、認定企業に対し必要な支援をご検討いただきたいと考えております。</p>
9	<p>付加価値額(決算に基づき算定した営業利益、人件費及び減価償却費の合計金額)と定義されている点で、製造業など設備投資による減価償却費が大きい企業を増やしていきたいという意図、産業構造上優先したいビジョン等がございましたらお教え下さい。</p>	<p>現在策定中の第2次札幌市産業振興ビジョンにおいて、地域の強みや時代の潮流を捉え、選択と集中により新たな経済成長を作り出す重点分野として、「観光」「食」「IT」「クリエイティブ」「健康福祉・医療」を設定しています。 (参考)令和5年度札幌市中小企業振興審議会資料 https://www.city.sapporo.jp/keizai/top/topics/tyuusyoukigyousinngikai.html</p>
10	<p>本件で定義されている付加価値額(決算に基づき算定し</p>	<p>付加価値額の定義は、経済産業省の事業再構築補助金</p>

	<p>た営業利益、人件費及び減価償却費の合計金額)に対して、定義された付加価値額の近似値として、総務省等で定義されている指標を使用させて頂きたいと考えております。数値定義における注意点・統一すべき指標等がございましたらお教え下さい</p>	<p>を参考としており、より大きな利益を生み、雇用の確保と賃金を増加させ、積極的な設備投資をする企業が地域経済を牽引するものと考えております。 別の定義が望ましいという場合は、参考指標のひとつとしてご提案いただくことも可能です。</p>
11	<p>認定企業に資金調達のニーズがある場合に、VC や CVC 等の企業や個人投資家を紹介するまでを本案件の支援の範囲とし、調達に成功した場合は「認定企業の費用負担」と考え、紹介手数料をいただくような契約を認定企業と結ぶことは可能でしょうか。</p>	<p>本事業における支援内容の範囲を定め、範囲外の支援を実施する際には追加費用を請求する契約を認定企業との間で締結することは可能です。 企画提案においては、認定企業が本事業の範囲内でどのようなサービスの提供を受けることができるかを明確に示すようお願いいたします。 なお、支援内容の範囲については認定企業の公募時に通知し、認定後には同意を得た上で支援を実施することを想定しております。</p>